

六合村告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、
本村内の字の区域を別紙調書のとおり新設し、変更する旨、告示する。

この処分は、平成22年2月1日からその効力を生ずるものとする。

平成22年1月27日

六合村長 山本三男

調 書

1 字の新設 六合村大字小雨に、字六合（クニ）を新設する。

2 字の変更

大字	字	地 番
小雨	小雨	577 の 1

上記区域を大字小雨字六合に変更する。